

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		高齢者介護施設 の敷居料等 が適用されない 場合	利用者の数 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設、業務 の規模、 設備、 介護職員 の人数等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	療養介護 に定められた 標準職員員 数の範囲内 にあり、 2019年度 に限り、 介護職員 の人数が 標準職員員 数を超過する 場合	標準職員員 数の範囲内 にあり、 2019年度 に限り、 介護職員 の人数が 標準職員員 数を超過する 場合	療養介護の 事業費が 標準職員員 数の範囲内 にあり、 2019年度 に限り、 介護職員 の人数が 標準職員員 数を超過する 場合	療養介護の 事業費が 標準職員員 数の範囲内 にあり、 2019年度 に限り、 介護職員 の人数が 標準職員員 数を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合	施設長の 職務等 が介護施設 の敷居料等 を超過する 場合		
(1) Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (526 単位)																		
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (616 単位)																		
	Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (512 単位)																		
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (602 単位)																		
	Ⅲ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (552 単位)																		
		b Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (642 単位)																		
(2) Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (642 単位)																		
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (732 単位)																		
	Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (628 単位)																		
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (718 単位)																		
	Ⅲ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (668 単位)																		
		b Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (758 単位)																		
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (1)	a Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (642 単位)																		
		b Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (732 単位)																		
	Ⅱ型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (628 単位)																		
		b Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (718 単位)																		
	Ⅲ型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (668 単位)																		
		b Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (758 単位)																		
(4) ユニット型 Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (612 単位)																		
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (622 単位)																		
	Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (602 単位)																		
		b 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (612 単位)																		
	Ⅲ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (642 単位)																		
		b 経過的ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (652 単位)																		
(5) ユニット型 Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (612 単位)																			
	Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (622 単位)																			
(6) ユニット型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (1)	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (622 単位)																		
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (632 単位)																		
	Ⅱ型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (612 単位)																		
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (622 単位)																		
	Ⅲ型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a ユニット型Ⅲ型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (642 単位)																		
		b 経過的ユニット型Ⅲ型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (652 単位)																		
(7) 療養費加算	(1) 園につき 8 単位を加算(1 日に3 回を限度)																				
(8) 緊急時施設診療費	緊急時診療管理	(1) 月に3 回を限度(1 日に5 回を限度)																			
	特定治療																				
(9) 認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1 日につき 3 単位を加算)																			
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1 日につき 4 単位を加算)																			
(10) 特別診療費(※2)																					
(11) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1 日につき 18 単位を加算)																			
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1 日につき 18 単位を加算)																			
(12) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1 月につき 定率定率×25/1000)																			
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1 月につき 定率定率×19/1000)																			
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1 月につき 定率定率×10/1000)																			
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1 月につき 定率定率×10/1000)																			
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1 月につき 定率定率×10/1000)																			
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1 月につき 定率定率×15/1000)																			
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1 月につき 定率定率×11/1000)																			

※ 緊急時施設診療費、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度管理の対象外項目

※ 夜間勤務条件適用する場合は、夜間勤務等加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合は、(※2)を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、令和4年4月1日までの算定額。

※ 令和4年4月30日までの算定額。介護予防短期入所療養介護費の(1)から(11)までについて、算定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。